

平成 29 年

第 1 回市議会定例会 議案第 37 号

障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例  
および小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例および小  
学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例  
および小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する  
条例の一部を改正する条例

(障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部  
改正)

第 1 条 障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例 (平成 7 年函館市条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「千代台公園陸上競技場 (附属施設を除く。 ) 」を削り、同条中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号を削り、第 13 号を第 11 号とする。

第 4 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同項第 6 号中「第 13 号」を「第 11 号」に改め、同号を同項第 5 号とする。

(小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部  
改正)

第 2 条 小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例 (平成 22 年函館市条例第 13 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「第 9 号」を「第 8 号」に改め、同条

第 2 号中「千代台公園陸上競技場（附属施設を除く。）」を削り、同条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

千代台公園陸上競技場の使用，北洋資料館の入館および市民プールの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることに伴い規定を整備するため